

vi. その他



『その他?』ですか。
確か、あと4つほど
あったと思うんです
が。

はい、そうですね、あと提出書類として4つありますが、そのうち『担当J-Adviserとの間で契約した契約書(写)』は全上場申請会社が提出しなければならない書類で、その他は、該当がある場合に必要な書類と、任意の提出書類ですのでその他とさせていただきます。



その他の提出書類

全社が提出しなければならない書類

- 担当J-Adviserとの間で契約した契約書(写)

該当する会社が提出しなければならない書類

- 支配株主等に関する事項を記載した書面(申請会社が支配株主等を有する場合)
- 非上場会社の親会社等に関する決算情報(申請会社が非上場の親会社等を有する場合)

任意提出書類

- 製・商品及びサービスについてのカタログ・パンフレット等